
特定非営利活動法人の設立及び管理・運営の手引

令和4年9月

宮崎県生活・協働・男女参画課

目 次

	ページ
第1章 特定非営利活動促進法の概要	
1 法律の目的	1
2 法人格取得のメリットと義務	
(1) メリット	1
(2) 義務	2
3 NPO法人設立の要件	
(1) 団体としての要件	3
(2) 役員要件	6
4 NPO法人設立の手続	6
5 NPO法人の管理・運営	7
6 認定NPO法人制度の概要	8
第2章 NPO法人の設立について	
1 認証申請から法人成立までの流れ	11
2 所轄庁について	12
3 設立認証の申請	13
4 設立認証申請書類に係る補正の申立て	13
5 設立認証後の手続	
(1) NPO法人設立の登記	14
(2) 設立登記完了届出書の提出	15
(3) 関係官公庁への届出	16
<定款様式例>	19
<記載例・様式例>	41
第3章 NPO法人の管理・運営について	
1 毎事業年度終了後の報告	59
2 役員変更等の届出	60
3 定款の変更	
(1) 所轄庁の認証が必要な場合	60
(2) 所轄庁への届出のみ必要な場合	63
(3) 定款変更登記を行った場合の届出	63
4 NPO法人の情報公開	64
<記載例・様式例>	67
第4章 NPO法人の合併、解散について	
1 NPO法人の合併	105
2 NPO法人の解散	108
3 解散に係る各種提出書類について	114
<記載例・様式例>	116
【参考】	
特定非営利活動促進法	127
特定非営利活動促進法施行規則（抄）	157
宮崎県特定非営利活動促進法施行条例	159
宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則	161
組合等登記令（抄）	197
問い合わせ先一覧	202

（注）この手引は、令和4年9月1日に施行された法令等に基づいて作成しています。